

(法第10条第1項第4号関係) 記載例

確 認 書

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、〇〇年〇〇月〇〇日に開催された設立総会において確認しました。

(※法の条項に該当することを確認した設立総会等の日付を記載してください。)

〇〇年〇〇月〇〇日

(※基本的には、設立総会等の日付となります。)

住民票等に証される住所を  
記載する

特定非営利活動法人 〇〇〇〇〇

設立代表者 住所又は居所 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号  
氏名 〇〇 〇〇

(留意事項)

- 1 設立代表者の住所又は居所は、住民票等に証される住所を記載し、ハイフン等で〇丁目、番地、番、号、マンション名等を略さないで記載してください。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号とは、裏面参照

## 特定非営利活動促進法

(定義)

### 第二条

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(認証の基準等)

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

### 第12条第1項第3号の要件

暴力団でないこと

暴力団の統制下にある団体でないこと。

暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと

暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと